

新旧対照表

○ 農地造成に係る農地転用事務処理要綱

改正後(案)	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この要綱で「軽易な農地造成」とは、耕作者又は耕作者の依頼若しくは承諾を得ている者が行う農地造成で、次のア又はイに該当し、農地の形状・性質上耕作の目的に適するものをいう。</p> <p>ア 耕作中断期間が3か月以内、造成面積が1,000平方メートル以内で、かつ、盛土高、切土高又は掘削の深さが施工基面から1メートル以下のもの</p> <p>イ (略)</p> <p>3 農地造成に係る農地転用の取扱い</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)(1)による許可を行うにあたり、<u>盛土規制法による許可を要しないときは、農地造成計画の構造、工法、各種計算の方法及び数値等技術的な内容の審査基準</u>については、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法審査基準・行政指導指針(令和7年2月)</u>を準用するものとする。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成12年6月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和7年 月 日から施行する。</p> <p>2 この要綱の施行前にされた申請又は届出であって、この要綱の施行の際、処分</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この要綱で「軽易な農地造成」とは、耕作者又は耕作者の依頼若しくは承諾を得ている者が行う農地造成で、次のア又はイに該当し、農地の形状・性質上耕作の目的に適するものをいう。</p> <p>ア 耕作中断期間が概ね3か月以内、造成面積が概ね1,000平方メートル以内で、かつ、盛土高、切土高又は掘削の深さが施工基面から概ね1メートル以下のもの</p> <p>イ (略)</p> <p>3 農地造成に係る農地転用の取扱い</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)(1)による許可を行うにあたり、農地造成計画の構造、工法、各種計算の方法及び数値等技術的な内容の審査並びに添付書類等については、<u>前2号を除くほか、神奈川県土砂の適正処理に関する条例(平成11年神奈川県条例第3号)、同条例施行規則(平成11年神奈川県規則第74号)及びこれらの運用に係る各種技術審査指針(別表参照)</u>を準用するものとする。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成12年6月1日から施行する。</p>

又は受理通知がなされていないものに係る取扱いについては、なお従前の例による。